六十三　経過的取扱い

改　　　　　正　　　　　後	改　　　　　正　　　　　前
(経過的取扱い⑴……転換社債又は新株引受権に関する改正通達の適用時期) **この法令解釈通達による改正前の１－５－１⑶、⑷、１－５－５、２－１－33⑷、⑺イ、２－３－５、２－３－６、２－３－12、２－３－13、２－３－15、２－３－30、２－３－31、３－１－５、３－１－６、３－２－14、３－２－14の２、13の２－２－13、16－２－10及び16－２－10の２の取扱いは、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128 号）附則第７条第１項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債又は新株引受権付社債については、なお従前の例による。**	(新　設)
(経過的取扱い⑵……退職給与引当金の取崩し) **法人が平成15年３月31日以後最初に終了する事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）開始の時において有する旧法人税法第54条第６項《退職給与引当金勘定の取崩し》に規定する退職給与引当金勘定の金額につき、平成14年改正法（法人税法等の一部を改正する法律（平成14年７月法律第79号）をいう。以下同じ。)附則第８条第２項又は第３項《退職給与引当金に関する経過措置》の規定により取り崩すべき金額を超えて取り崩した場合には、その超える部分の金額は、その取崩しを行った日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。**	(新　設)
(経過的取扱い⑶……複利の方法による現在価値に相当する金額の計算) **この法令解釈通達による改正後の13－１－11の取扱いは、平成14年４月１日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。**	(新　設)

（経過的取扱い⑷……金銭貸付業に該当しない共済貸付け） **この法令解釈通達による改正後の15－１－15の取扱いは、平成16年１月１日以後の契約による貸付けについて適用し、同日前の契約による貸付けについては、なお従前の例による。**	**（新　設）**
（経過的取扱い⑸……外国税額の控除における退職給与引当金の取崩額の国外所得金額への配賦） **平成15年３月31日前に終了する事業年度については、この法令解釈通達による改正前の16－３－16の取扱いは、なお従前の例による。** **また、法人が、平成15年３月31日以後に終了する各事業年度において、平成14年改正法附則第８条第２項又は第３項《退職給与引当金に関する経過措置》の規定の適用により取り崩す退職給与引当金勘定の金額の国外所得金額に係るものの計算について、平成15年３月31日以後最初に終了する事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）開始の時における国内の在職者と国外の在職者の退職給与引当金の要支給額の比により計算しているときは、これを認める。**	**（新　設）**
（経過的取扱い⑹……特別修繕引当金の取崩し） ⑴　**平成10年改正法（法人税法等の一部を改正する法律（平成10年法律第24号）をいう。以下同じ。)附則第７条第１項《特別修繕引当金に関する経過措置》の規定により特別修繕引当金の取崩しを行う場合の取扱いについては、この法令解釈通達による廃止前の21－４－４及び21－４－６の取扱いの例による。** ⑵　**法人が平成15年３月31日以後最初に終了する事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）終了の日において有する平成10年改正法附則第７条第２項に規定する取崩対象特別修繕引当金額につき、同項の規定により取り崩すべき金額を超えて取り崩した場合**	**（新　設）**

改　　　　　　　　正　　　　　　　　後	改　　　　　　　　正　　　　　　　　前
には、その超える部分の金額は、その取崩しを行った日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。	